

## 改革開放期の中国における 知的財産制度の整備について

李 暉\*

中国は1980年代から徐々に知的財産制度の整備に力を入れてきた。それは経済改革すなわち市場経済化の要請と、諸外国からの影響などの要素によって促されてきたものである。特に、WTO加盟をきっかけに、中国は従来以上に広い範囲で国際経済の協力と競争に参加し、世界経済との関わりを深めている。特許などを含める技術貿易が激増し、国際貿易市場はプロパテント政策の色が強まってきた中で、「世界工場」・「世界市場」と呼ばれる中国はどのように知的財産権を保護されているかが注目を集めている。

だが、国際社会の関心、世論の注目は高まってきたにも関わらず、中国の知的財産制度に関する研究は必ずしも十分ではない。日本では、中国の知的財産権に関する著作は数冊に限られ、中国に知的財産権保護実態に関する世論の批判と疑問に耐えうるものではないと考えられる。また、ジェトロなどの関係機関が中国の知的財産間に強い関心を持ち、毎年関連論文を公表している。しかしこちらも、中国に進出している日本企業のニーズに応えるものであり、中国知的財産制度の全体像、特にその制度の変化、問題点及びその原因なども解明されていない。

知的財産権保護にとって、法的整備は重要である。しかし、知的財産権が保護出来る範囲は、国々の経済水準、政治経済体制及び社会構造と関わってくる。中国は大きな変革期にあるとともにその経済社会構造が

---

\* 横浜市立大学大学院 国際文化研究科 国際社会研究コース  
2005年3月修了

極めて複雑であり、また「法治」の設立は進んでいるものの、完全に実現されるまでほど遠い状態にある。言い換えれば、以上の諸要素は障害となり、知的財産制度の具体的な運用は必ずしも法律通りに進むとは限らない。

中国の知的財産権保護制度は、その発足から20年がたった。本論文は制度の整備または改正は何が主な原因で、どのように実施されたかを探り、そして制度の整備及び制度運営との関連性を検証する。本論文は、以下の三つの部分から構成される。

第一章で、まず、動機と原因によって法制度のレベルが決定されると想定し、知的財産法整備の経過を横軸とし、各段階に分けて法整備の動機を検討する。中国の知的財産権制度の整備は三つの時期に分けて段階的に展開してきた。改革開放当初、知的財産制度の導入は、生活水準を向上させ経済を促進させようとする意図があった。その後、中国は輸出を拡大し続ける中で、貿易摩擦がしばしば発生するようになった。改革開放と輸出志向の政策を推し進めようとする思惑は言うまでもなく、GATT加盟の願望をきっかけに外圧が強まったことが大きな原因であった。そのため、法改正は中米間『知的財産保護備忘録』及び既に作成されたTRIPS協定の規定に沿って行われたものである。他方、第三段階にはいると、知的財産制度に関する考え方の変化を意味している。改正の原動力は主に国内の要請である。同局はグローバル・スタンダードを受け入れ、「三大改革」を掲げた。この時期の知的財産権整備と展開はそうした情勢に応じ、知的財産権制度と産業構造の変化を結びつけ、経済活力の一環としてその自立性を求めたということである。

次に、中国に於いて法律と行政法制が並行しているので、知的財産権保護に関する行政制度を検討し、知的財産権制度の全体的な仕組みと特徴をつかむ。現在、政府は行政の権力と範囲を徐々に縮小する姿勢をとっ

ているが、行政管理の撤退はいまだできていない。知的財産権に関する行政管理は新たに設立されたため、例外に比較手に独立性を持っている。中国の変革期の現段階に於いて、知的財産権に関して政府は強力な対策により一定の成果を上げたと言えよう。しかし、知的財産権に関する行政官庁が多く所属関係が複雑である政府機関間の責任の区分不明及び権力の争いは知的財産権の保護にも悪影響を及ぼす。早急な仕組みの非効率性の改善が望まれる。

第二章では前章から引き続いて知的財産制度の運営を検討する。知的財産権制度によって富の再分配が起こり、様々な利益集団に影響を与える。中国では、知的財産制度の保護を巡る政治的駆け引きはほとんどブラック・ボックスの中で展開されるため、資料的制約が多い。本章は制度運営に関わる重要なアクター、特に政策決定者の中央政府と地方政府、政策運用者の地方政府と司法機関、政策の対象である外資企業と国内企業に着目し、実証分析を用いて知的財産権制度の中いかに参加しているかを究明する。それにより、運営上での問題点、特に地方保護の影響を分析することにする。

まず、中国の知的財産制度は司法機関と行政管理機構が並存している仕組みとなっているので、制度運営の注目点である紛争手続きについては日本と比較する。その結果、中国における紛争手続きは透明性が欠けており、不正が発生する可能性は高い。また、中国政府は知的財産への尊重と知的経済の重要性を徐々に認識したことによって、技術の革新と普及を推進するとともに、自主知的財産権を大幅に向上させ、産業促進を目的にした国家レベルの知的財産権政策をとろうとしている。ただし、各政府レベルでは論争が続いている。粗放的な経営スタイル、非合理的な構造を整える前に、自主開発能力の欠如により国外の技術への過度な依存体質にならざるをえないという懸念がある。

制度の運営に影響する要素は、政策制定の特徴と政策実行の仕組みである。中国における政府の政策決定過程は変化しつつある指導層あるいは行政機関でトップダウンの形で出来たことが多い。また、政策を制定した後その政策のフォローが不十分であり、それは運用上の遅れをもたらした。

他方、経済構造の変換は中国社会に大きな衝撃を与えてきた。中央・地方・企業の関係は新たな関わりになっている。それは知的財産政策の貫徹と実行にとって相当な足かせとなる。地方分権の推進は経済発展に大きく寄与したが、地方政府と党外地方所管の企業は富裕化という共通の目的のもとに結びつきを深めている。そのため、中央政府が経済開発区政策を技術集約のハイテク産業の促進の方向に転換する際、地方は知的財産権保護の強化による持続的な発展を考える余裕がなく、以前にも増して地方優遇政策を次々と提示し、外資の獲得に積極的に取り組んでいる。しかし、こうした長期的な外資企業に対する超優遇政策は逆効果を招いた。外資企業にとって一種の地方保護にされることになる。

また、地域の個別的な政策によって、地域間の格差ももたらした。知的財産権に関しても地域レベルの不均衡が現れた。地域の経済や文化などの状況によって知的財産権保護の認識及び対応も様々である。中央と地方との衝突が起き、地域間で地方保護が形成されている。この種の地方保護は外資企業に向けられるものではないが、外資企業にとって受け入れがたいものである。また、裁判官選任の仕組みは裁判所による地方保護主義を助長している。

中国が知識ベース経済を構築する場合、どうしても知的財産権を正面に掲げなければならない。しかし、以上の検討で現れるように、知的財産権の保護は決して法律と行政法規の整備・専門法廷と行政官庁の設立のことだけではなく、システム全体の協調関係が必要とされている。

第三章は、DVD 特許の使用料を巡る海外企業と中国の国内企業の間  
に起こった紛争について事例分析をする。DVD 事例は知的財産権の通  
商問題の中、先進国と一定の知的財産権の認識と支払い能力がある途上  
国の間の、典型的な衝突である。知的財産権の保護水準及び各利益のバ  
ランスについて交渉の経過を振り返り、中国は知的財産権保護における  
実態及び先進国との認識場などの格差を浮かべさせる。また、前二章で  
分析した当局が知的財産権政策制定における思惑を検証できる。DVD  
事例において中国 DVD 業界に与えたインパクトは産業の格差が露呈さ  
れただけでなく、中国社会における知的財産権の認識問題も現れてい  
る。

もちろん、今回の紛争はまず利益の分配を巡るものであるが、違う社  
会構造と背景によって認識上の格差も反映されている。しかしながら、  
国際貿易に参加する以上、中国企業は国際経済活動について中国スタン  
ダードからグローバル・スタンダードへと変換していくことを意識すべ  
きことである。改革は世界潮流に応じる改革であり、改革の成功は国際  
社会の評価によって検証されるべきことでもある。国内良性的な経済循  
環が必要であり、海外の知的財産権者を保護するために異議申し立ての  
ルートを確立し、十分に相互の意思疎通と調整を図るシステムが望まし  
いと考えられる。

以上のような分析によって、問題点の抽出は今後の改革課題になると  
考えられる。また、中国のケースを発展途上国の事例研究として、その  
分析は知的財産権保護に関する国際間の相互理解と協力に寄与する意義  
を指摘する。